

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

審査請求人が平成27年1月28日付けで提起した生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成26年12月5日付けで行った生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成26年12月5日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁が、戸籍を取り寄せた費用（8枚綴り@280円×3回分＝840円）と、生計を共にしていた時に近所の方に証明をして戴いた時の交通費（■■■■から■■■■）費用を支払っていないのであり、不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

（1） 処分庁は請求人に対して、平成26年12月5日付けで「遺族厚生年金の遡及分について63条返還金として決定します。」との理由により本件返還決定を行い、通知したこと。なお、返還決定額は6,065,376円とされたこと。

（2） 平成27年2月23日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成15年11月18日 処分庁にて請求人に対する生活保護の措置を開始。

イ 平成25年12月11日 遺族年金受給の裁定請求手続きを、請求人同意の上、処分庁年金裁定請求支援非常勤嘱託職員代行のもと開始。裁定に必要な書類の内、請求人が■■■■籍のため必要であった■■■■戸籍及び請求人と死去した内縁の夫が生計を同一にしていた旨の申告書の提出などを依頼。その際交通費の発生の有無及び経路についての報告は無かった。

ウ 平成26年3月 裁定手続き完了するも、■■■■戸籍の翻訳ができていないため、年金事務所にて裁定不可の回答を受ける。

エ 平成26年4月 翻訳も含めた裁定手続について請求人に代行事務所への依頼を提案。請求人により代行事務所に裁定手続き依頼。

オ 平成26年10月31日 請求人より遺族年金受給決定の申告あり。遡及分の返還について伝える。

カ 平成26年11月12日 年金支払い日について確認。社会保険労務士事務所による手続き代行手数料、戸籍取得時の交通費について申告あり、経費として控除を検討する旨伝える。戸籍取得の費用については、領収書等の提出の上控除を検討する旨伝える。

キ 平成26年12月5日 11月に入金された遺族厚生年金遡及分について、「厚生労働事務次官通知」第8-3-(2)-ア-(イ)により、年金裁定に必要であった経費として、社会保険労務士事務所による手続き代行手数料、戸籍取得時の交通費について控除した金額を法第63条返還金決定することとした。戸籍取得の費用については、領収書等の提出が無かったため控除は行わず。

ク 請求人は外国籍住民であり、処分庁が請求人に対して行った本件返還決定は生活保護の決定実施に準じて行った措置に過ぎず、行政不服審査法に規定する処分には該当しない。よって、「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）」（平成13年10月15日社援保第51号保護課長通知）に従い、本件審査請求は却下されるべきものである。

ケ なお、本件返還決定についてであるが、請求人の提出した審査請求の趣旨及び理由に記載されている、年金裁定請求手続きにおける戸籍の取得費用については、領収書等の提出がなかったため控除を行わなかったものであり、また仮に領収書等が提出されたとして、控除を行う可能性はあっても、費用を「支払う」必要はないものである。また、内縁の夫が生計を同一にしていた旨の申

告書において、知人に証明を依頼した際の交通費については、交通費の発生及び経路についての申告がなかったことを理由に控除を行わなかったものであり、上記と同様に仮に申告があったとして控除を行う可能性はあっても、費用を「支払う」必要はないものである。返還金の決定にあたって、請求人が遡及年金を受領した時点から、過去5年に遡って支給した保護費よりも受給した遡及年金分の方が少額となるため、受給した遡及年金全額から必要経費を控除した額を返還金として決定した次第である。

(3) 弁明書と同時に処分庁が提出した資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成26年11月12日付けのケース記録票には、「請求人来所。年金支払い通知書が届いたとのことで、受領。11月14日に5年分の遡及年金6,167,956円が入金される見込み。社会保険労務士事務所より代行の経費の領収書を持参するよう伝えた。また、請求人より戸籍を取りに行った■■■■領事館への交通費3日分について控除してほしいとのことであったため検討する旨伝えた。」との記載があること。

イ 平成26年12月5日付けのケース記録票には、「11月に受給した遺族厚生年金遡及分について、本人の申告があったことを理由に、63条返還金決定することとし、年金裁定に必要であった経費、社会保険労務士事務所への報酬及び請求人の負担した交通費については控除することとする。次第8-3-(2)-ア-(イ)」との記載があること。

ウ 平成26年12月5日に開催されたケース診断会議議事録には、会議の要点として、「(略)11月14日に初回に遡及分6,167,956円を受け取ったことを、11月17日来所時に確認。それに際し、社会保険労務士事務所に支払った100,000円と、本人が■■■■戸籍取得のため出向いた■■■■領事館への交通費2,580円を年金裁定のための経費として控除した6,065,376円を、63条返還決定してもよいか。」とあり、内容・結論

として、「63条返還決定することとする。」との記載があること。

- (4) 平成27年3月19日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書（以下「反論書」という。）には下記の内容があること。

年金の裁定請求をする時に戸籍を取得した。その際に要した交通費は控除されることになった。

戸籍取得費用は、領収書を提出していなかった為、控除されなかった。

領収書を提出できなかった理由は、戸籍の一番最後に、領事館側からの領収印が押印されている為、提出できなかった。

処分庁には、戸籍を3回提出した。これに要した費用は控除されるべきだと思う。

戸籍の一番最後に、領事館側からの領収印を処分庁の方は、確認できたはずである。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力がある

にもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とし、(イ)において、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」定めている。

(5) 「生活保護手帳(別冊問答集)2014」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記載している。

(6) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が平成26年11月14日付けで遺族厚生年金6,167,956円を受給したため、年金受給手続きのために要した社会保険労務士事務所への報酬100,000円及び戸籍取得に要した交通費2,580円を必要経費として控除した6,065,376円について、本件返還決定を行ったことが認められる。

(7) 請求人は、戸籍取得に要した交通費は控除されたものの、戸籍

取得費用は領収書の提出がないとして控除されていないこと、生計同一関係に関する申立書の取得に要した交通費は認められておらず不当である旨主張する。

一方、処分庁は、平成26年度中に手続きした戸籍の取得費用については、領収書等の提出がなかったため控除を行わなかったものであること、また、平成25年度中に手続きしていた内縁の夫が生計を同一にしていた旨の申告書において、知人に証明を依頼した際の交通費については、交通費の発生及び経路についての申告がなかったことを理由に控除を行わなかったものである旨主張する。

確かに、生計同一関係に関する申立書の取得に要した交通費については、前記第2の1の(1)から(3)の認定事実のとおり、請求人からの申告はなく、当該申立書の取得に交通費を要した事実関係について処分庁は確認することができないため、処分庁が当該交通費を必要経費と認めなかったことは違法又は不当とはいえない。

しかしながら、前記第2の1の(1)から(3)の認定事実のとおり、処分庁は、戸籍の証明書の発行に要する費用については、領収書等の提出がなく必要経費とは認められないとしたものの、請求人が戸籍の証明書発行のために赴いた■■■■領事館までの交通費について、必要経費として控除していることが認められる。

本来の目的である戸籍の証明書の発行に要する費用を必要経費として認めないにもかかわらず、■■■■領事館までの交通費を必要経費として認めることは合理性を欠くものといわざるを得ない。また、処分庁が証明書の発行に要する費用について、■■■■領事館に問い合わせたり、■■■■領事館のホームページを確認したりするなどして調査した事実は認められず、処分庁として、戸籍の証明書の発行に要する費用を認識しながら、何らの確認を行っていないことから、領収書の提出がないことのみをもって必要経費とは認められないとした処分庁の判断は、妥当性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、本件返還決定は、前記(1)から(5)に照らし、受給した年金額から必要経費として控除すべき額の判断に瑕疵があるものといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年9月16日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。